

前橋労働基準監督署

安全衛生情報 2015 年 5 月号

前橋労働基準監督署

前橋市大手町 1-1-3

Tel 027-232-3600

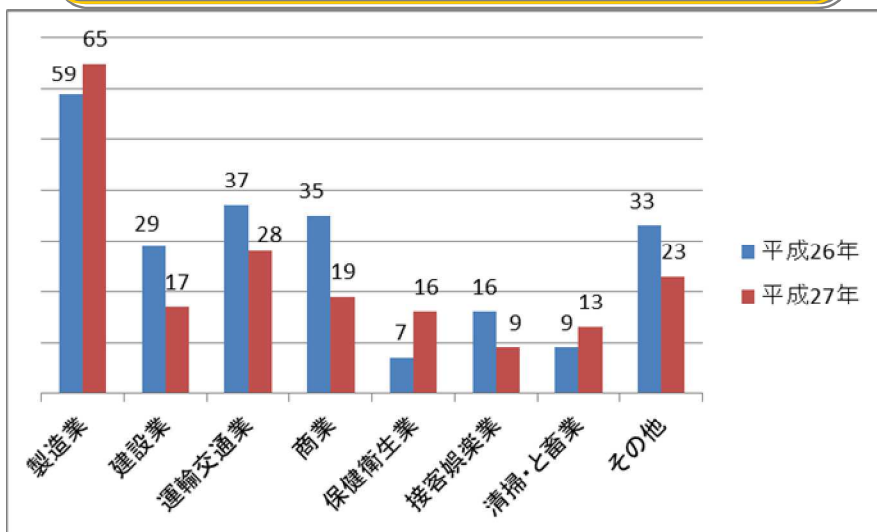
Fax 027-234-4547

**SAFETY
FIRST**

危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場

平成 27 年度「全国安全週間」スローガン

平成 27 年 4 月末現在 前橋署管内 労働災害発生状況



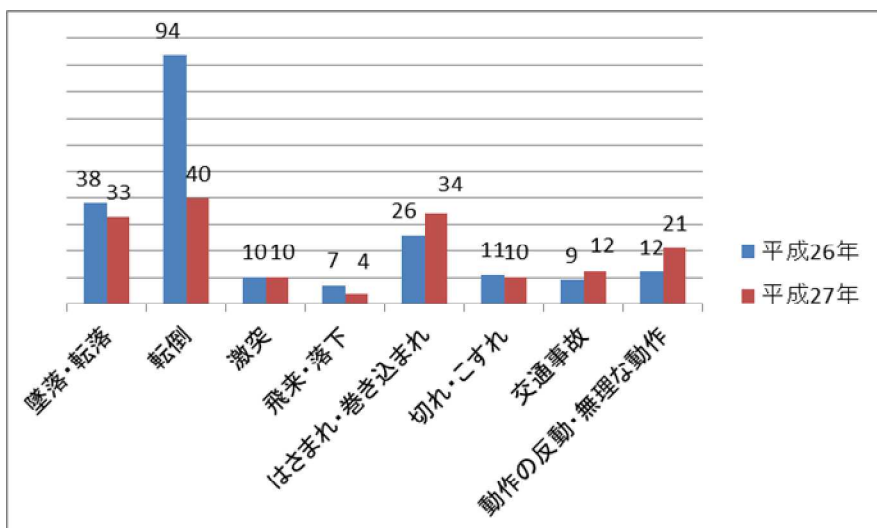
※ 注…休業 4 日以上 の災害(通勤災害分を除く)で、平成 27 年 4 月 30 日までに当署に提出された労働者死傷病報告を集計(累計)。

26 年同期(225 件)に比べ 35 件(人)減の 190 件に!

- 製造業は昨年と比較して 6 件(人)増の 65 件(人)
- 建設業は昨年と比較して 12 件(人)減の 17 件(人)
- 運輸交通業は昨年と比較して 9 件(人)減の 28 件(人)
- 商業は昨年と比較して 16 件(人)減の 19 件(人)
- 死亡災害は昨年と比較して 1 件減の 1 件(人)

※群馬県全体では 502 件発生しています。昨年と比較して 157 件の減少。死亡災害は、2 件(人)(9 件減)

災害の型別発生状況



優良事業場
シンボルマーク

お知らせ

第 74 回全国産業安全衛生大会 2015
in 名古屋

《開催期間》

平成 27 年 10 月 28 日~30 日

《会 場》

総合集会 愛知県体育館

平成 27 年死亡災害事例

番号	発生月	年 齢	災 害 の あ ら ま し	発注者	事故の 型 別	起因物別	署別
	発生時間帯	性 別					
	店社人数・現場人数	職 種					
1	1 月	59 歳	牛舎の屋根上で、波板スレート屋根撤去作業中、スレート屋根を踏み抜き約 3.7 m 下のコンクリート床に墜落し、脳挫傷により医療機関にて加療していたが、4 月に死亡した。	民間	墜落・転落	屋根	前橋
	11 時頃	男					
	2 人	作業員					

ストレスチェック制度の指針のポイント（平成 27 年 12 月 1 日施行）

■指針の内容（平成 27 年 4 月 15 日付）

（1）衛生委員会などにおける調査・審議

- ストレスチェック制度の実施に当たっては、その実施体制・実施方法、不利益取扱いの防止などの事項を、総括安全衛生管理者、衛生管理者、産業医などで構成される衛生委員会などで調査・審議し、その結果を踏まえて規定を定めなければならない。

（2）ストレスチェックの実施方法など

- ストレスチェックに用いる調査票は、事業者の判断により選択することができるものとするが、「職業性ストレス簡易調査法」（57 項目）を用いることが望ましい。
- 心理的な負担による心身の自覚症状に関する評価点数の合計が高い者などを高ストレス者として選定しなければならない。
- 医師による面接指導が必要とされた者に対して、実施者が申し出の勧奨を行うとともに、結果の通知を受けた労働者が相談しやすい環境を作るため、保健師、看護師または心理職が相談対応を行う体制を整備することが望ましい。

（3）面接指導の実施方法など

- 面接指導の結果に基づく就業上の措置を決定する場合には、その労働者の了解が得られるよう努めるとともに、不利益取扱いにならないように留意しなければならない。

（4）集団ごとの集計・分析の実施方法など

- 分析結果に基づく措置は、管理監督者による日常の職場管理、労働者の意見聴取、産業医などの職場巡視で得られた情報も勘案し、勤務形態または職場組織の見直しなどの観点から講ずることが望ましい。

（5）労働者に対する不利益な取扱いの防止

- ストレスチェックを受けないこと、結果の提供に同意しないこと、または面接指導の申し出を行わないことを理由とした不利益取扱いを行ってはならない。
- 医師の意見を勘案し、必要と認められる範囲内となっていないものなど、法令上求められる要件を満たさない不利益な取扱いを行ってはならない。
- 面接指導の結果を理由とした、解雇などの不利益な取扱いを行ってはならない。

（6）労働者の健康情報の保護

- ストレスチェックの実施前または実施時に、事業者への結果提供に関する労働者の同意を取得してはならないとし、結果通知後に個別に同意を取得しなければならない。
- 集団ごとの集計・分析の単位が 10 人を下回る場合には、全ての労働者の同意を取得しない限り、事業者に結果を提供してはならない。

安全第一

